

奈良工業高等専門学校学寮細則

昭和45年12月1日制定
令和7年3月13日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校学寮規則第11条の規定に基づき、学寮運営及び寮生が団体生活を営むに必要な事項はこの細則に定める。

(入寮手続)

第2条 入寮を許可された者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 転出証明書

2 定められた期限までに前項の書類を提出しない者の入寮許可を取り消すことがある。

(共同生活の自治)

第3条 寮生は、その総意により、校長の承認を得て、学寮における共同生活を自律的に運営するための組織を設けることができる。

2 前項の組織及びその活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則及び学生準則並びにこの規則に違反しないものでなければならない。

3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項について副校長（寮務・グローバル教育担当）を経て校長に提出し、その承認を受けなければならない。変更又は廃止する場合も同様である。

(1) 名称

(2) 目的

(3) 規則

(4) 代表者及び役員

4 第1項の組織が、その目的を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は解散させることがある。

(寮生会)

第4条 学寮に寮生全員で構成する寮生会を置く。

2 寮生会は、寮務委員会の指導の下に、寮生の自主的活動を通じて共同生活を自律的に運営し、学寮の目的達成に資することを目的とする。

3 寮生会は、規約を制定及び改廃しようとするときは、校長の承認を受けなければならない。

(寮長等)

第5条 寮生相互の連絡を密にし、統制ある寮生活を営むため、寮長、副寮長を置く。

2 寮長及び副寮長は寮生の選挙に基づき、校長がこれを任命する。任期は1か年とし、再任を妨げない。

3 寮長は、副校長（寮務・グローバル教育担当）及び寮務係長の指示の下に寮生の中心となって、寮生活の向上に努めなければならない。副寮長は寮長を補佐するものとする。

(開寮及び閉寮)

第6条 学寮は、春季、夏季及び冬季休業の終わる日に開寮し、夏季、冬季及び学年末休業の始まる前日に閉寮する。

2 学寮は、春季、夏季、冬季及び学年末休業中は閉寮する。

3 寮務主事は、前2項により難い事由があるときにはこれを変更することができる。

4 閉寮中においても副校長（寮務・グローバル教育担当）が許可した者については、在寮を認める。

(外出、外泊、旅行及び帰省)

第7条 寮生が外出、外泊、旅行及び帰省をする場合の必要な手続きは、別に定める。

2 学則第5条に定めた休業日以外の帰省泊及び外泊は認めない。ただし、あらかじめ寮務主事の許可を受けた場合は、その限りではない。

(日課)

第8条 寄生は、日常規律ある生活を営むため、日課表により行動するものとする。
日課表は別に定める。

(門限)

第9条 門限外の外出は認めない。ただし、あらかじめ副校長（寮務・グローバル教育担当）の許可を受けた場合は、その限りではない。

(保健衛生)

第10条 寄生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに常に学寮内外の清潔に努めなければならない。

2 寄生は、毎年定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

3 伝染病の発生その他の事情により必要がある場合には、隨時健康診断及び予防接種を実施する。

4 病気にかかった者は、直ちに副校長（寮務・グローバル教育担当）へ届け出て医師の診断を受けなければならない。

(給食)

第11条 寄生への給食は業者委託により実施する。実施に当つての細部の取り扱いは別に定める。

(防災安全)

第12条 寄生は、火災その他の災害の防止について、常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

2 火気の使用は、指定の場所以外ではならない。

3 寄生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに寮務係又は宿直教員にその旨報告し、以後教職員の指示に従つて行動しなければならない。

4 寄生は、危険防止のため、居室棟の廊下、階段及びその周辺に物をおいてはならない。

(施設及び設備の使用)

第13条 学寮の施設及び設備の使用については、別に定める。

(居室への立入)

第14条 厚生補導、學習指導及び学寮施設の管理上必要がある場合には、本校教職員又は本校の委託を受けた業者が予告無く居室に立ち入ることがある。

(立入制限)

第15条 寄生は、寮内において異性が生活する区域に立ち入ってはならない。

(外来者)

第16条 外来者との面会は、副校長（寮務・グローバル教育担当）、寮務主事補、宿直者又は寮務係職員（以下「関係教職員」という。）の許可を得て、指定された場所で行うものとする。

2 門限時間以降の面会は禁止する。ただし、やむを得ない理由があると関係教職員が判断した場合には、これを許可することがある。

3 外来者が学寮の施設及び設備を使用する場合は必要な手続きを行い、許可を得た場合のみ使用を認める。ただし、その使用が不適切であると関係教職員が判断した場合には、使用を中止することがある。

附 則

この細則は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和49年7月20日から施行する。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年10月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。